

私道の市道移管要綱（昭和47年八千代市訓令乙第9号）

（目的）

第1条 私道を市に移管し，市が維持管理することにより，市民の利便性と生活環境基盤の整備を図ることを目的とする。

（移管道路）

第2条 市が移管を受ける私道は，原則として公道から公道に接続し，次の各号に該当するものとする。

- (1) 幅員が4メートル以上あること。
- (2) 路面の排水施設が完備し，舗装により整備されていること。
- (3) 縦断勾配が9パーセント（地形の状態その他の理由によりやむを得ないと認められる場合は，12パーセント）以内であること。
- (4) 路肩部その他が危険な崖地等に面している場合は，適当な防護施設が設置されていること。
- (5) 階段状の道路でないこと。

（移管申請）

第3条 市道に移管しようとする者は，前条による一路線を単位とし，その代表者が関係地主より，次に掲げる書類を取りまとめのうえ，寄附採納申請書（第1号様式）により無償で寄附する旨市長に申請するものとする。

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 寄附証書（第2号様式） | 1通 |
| (2) 承諾書（第3号様式） | 1通 |
| (3) 印鑑証明書 | 1通 |

（利権解除）

第4条 移管する土地に権利等の設定がある場合は，当事者において処理するものとする。

（寄附採納）

第5条 市長は，第3条の規定による寄附採納申請書を受理したときは，次条に規定する業務が完了した後，速やかに申請者に受納通知（第4号様式）を交付するものとする。

（分筆及び所有権移転）

第6条 移管しようとする私道の土地（以下「道路敷土地」という。）に係る分筆のための測量及び分筆の登記を行う必要があるときは、移管しようとする者は、当該分筆のための測量及び分筆の登記を行うものとする。

2 市は、道路敷土地に係る所有権移転の登記を行うものとする。

（市道認定）

第7条 市は、前条に規定する事務終了後に道路法（昭和27年法律第180号）第8条に規定する路線の認定を行うものとする。

附 則

この要綱は、令達の日から施行する。

附 則（昭和52年訓令乙第14号）

この訓令は、令達の日から施行し、昭和52年9月1日から適用する。

附 則

この訓令は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。